

第5章 総合的な医療安全対策の推進

医療安全を確保するためには、医療機関、関係団体、行政、そして県民を含めた医療に関係するすべての者がそれぞれの役割に応じて医療安全対策に向けて積極的に取り組むことが必要です。

平成19年4月1日の医療法等の改正により、すべての病院、診療所、助産所の管理者は、医療の安全管理のための体制整備や院内感染防止対策のための体制整備のほか、医療品・医療機器の安全使用・安全管理のための体制整備が義務付けられました。

こうした中、医療の安全と信頼を確保するため、医療機関に対する立入検査や、医療安全のための講習会の開催、医療安全に関する相談窓口の機能の充実など、総合的な医療安全対策に取り組めます。

1 現状

(1) 医療に関する相談体制

医療の安全と信頼を高めるため、「神奈川県医療安全相談センター」を設置して、専門相談員が患者及びその家族からの医療に関する苦情、相談に対応しています。また、保健福祉事務所においても相談に対応しています。

医療に関する相談センターは、保健所を設置している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市にも設置されています。

(2) 立入検査における医療安全体制の確認

医療提供施設における医療の安全を確保するため、各保健福祉事務所が毎年実施する立入検査の際に、医療機関の構造設備や医療従事者の確保、清潔保持などの状況とともに院内感染防止対策等の医療安全に対する組織的な取り組みについて確認、指導を実施しています。

臨床検査の精度向上のために、県内の衛生検査所に対し、共通の試料を用いた精度管理調査と立入検査を実施し、検査業務の適正実施について、確認を行っています。

(3) 医療安全対策事業の実施

医療安全に関する情報の提供、意識の啓発等については、県医師会、県病院協会、県看護協会、県薬剤師会及び県歯科医師会と「神奈川県医療安全対策事業実行委員会」を構成して、医療安全推進セミナーを開催することなどにより、医療安全への取り組みを普及・啓発しています。

2 課題

(1) 医療に関する相談体制の充実

医療に関する相談センターは、医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めることが必要です。

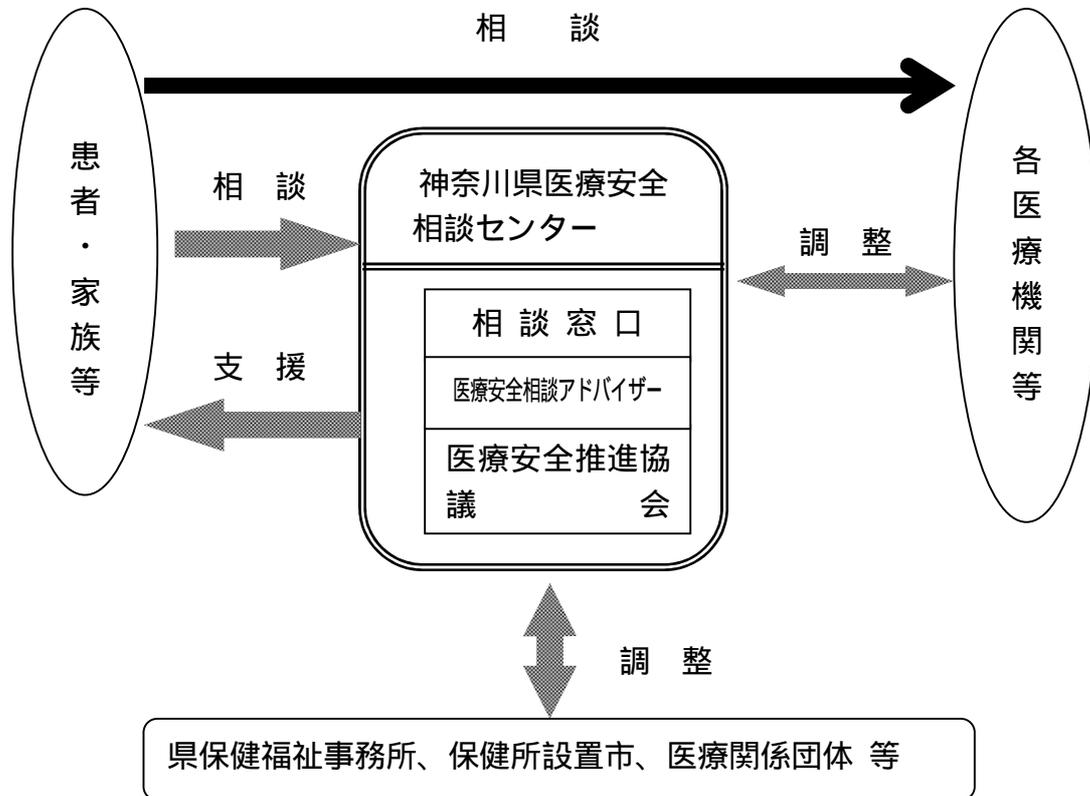
医療機関、医療関係者や患者等に対し、医療の安全の確保に関する情報の提供を行うことが必要です。

(2) 医療安全のための体制整備等

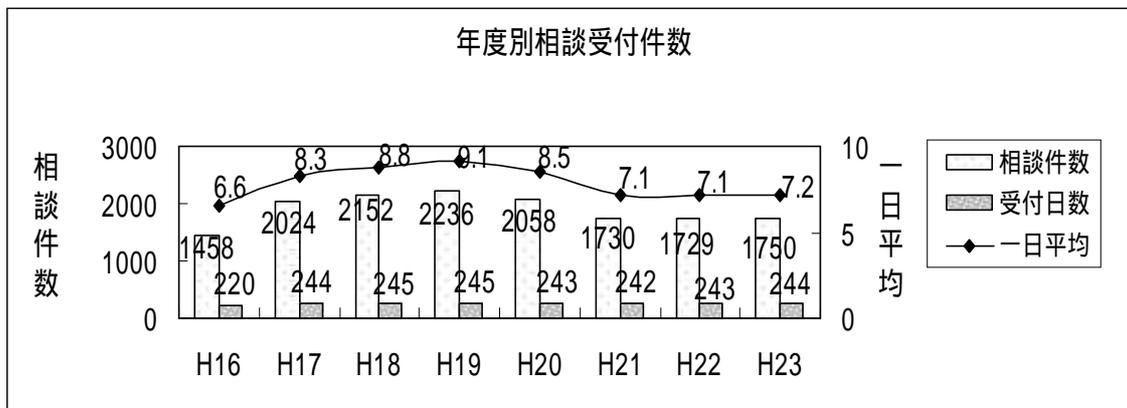
医療機関は、医療の安全と信頼を高めるため、各医療機関の特性に応じた院内

感染防止対策等の安全管理体制を整備し、衛生検査所では、新たな検査技術の導入とともに、検査の精度管理が求められています。

【医療安全相談センターのイメージ】



【年度別相談受付件数】



3 施策

(1) 県医療安全相談センターの充実（県、保健所設置市、医療提供者、県民）

医療機関、医療関係者への情報提供を通じて、医療機関の患者サービスの向上を推進します。

県民・患者への情報提供を通じて、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援するとともに県民の医療に対する理解と参画促進について普及啓発に努めます。

保健所設置市の各相談センターとより一層、連携を図り相談等に対応します。

(2) 安全な医療提供体制の整備等（県、医療提供者、大学）

各医療機関において、安全管理体制の整備により医療事故や院内感染の発生を防止するとともに、院内感染対策の地域ブロック別相談体制の取組みを通じてさらに安全な医療の提供体制の整備を目指します。

併せて、院内感染対策が十分ではない医療機関でのアウトブレイク 発生に備え、専門家の派遣等による相談体制の整備に取り組みます。

県民に良質かつ適切な医療を提供するためには、臨床検査は、診断の基礎となるものであり、その精度管理の向上に努めるとともに、新たな検査技術の進歩への適切な対応を図ります。

(3) 安全対策の意識啓発（県、保健所設置市、医療提供者）

医療の安全と信頼を確保するため、医療機関に対する立入検査において県独自で院内感染防止対策の確認項目を設け指導することや、医療安全推進セミナーを通じて、医療に関する安全対策や院内感染の防止に対する医療提供者の知識向上及び意識啓発を図ります。

用語解説

アウトブレイク

一定期間内に、限られた範囲内あるいは集団の中で、特定のウイルスや細菌による感染症の患者数が予想以上に多く発生すること。